

議案第 68 号

財産の譲与について（丸山漁業活性化センター）

次のとおり財産を譲与したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月11日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 財産の名称 丸山漁業活性化センター
- 2 財産の所在 南あわじ市阿那賀1507番地53
- 3 財産の種類及び数量
建物
(1) 本体施設 ア 構造 鉄骨造平家建
イ 床面積 235.28㎡
- 4 譲与の相手方
所在 南あわじ市阿那賀1463番地6
名称 株式会社まるやまと
代表取締役 本丸勝也、代表取締役 小磯富男
- 5 譲与の理由
漁港施設等活用事業に利用するため
- 6 譲与の時期 令和8年7月1日

生産物直売所丸山漁港「魚彩館」及び丸山漁業活性化センターの譲与について

(丸山漁港における漁港施設等活用事業)

1. 概要

丸山地域では漁業者が減少しており、丸山漁港の用地や水域に余裕が生じています。丸山漁港を管理する兵庫県は、丸山漁港のエリアを“漁業利用区域”と“海業利用区域”にゾーニングして海業利用区域で民間事業者が主体の海業（漁港施設等活用事業）を進めることを決定し、公募により「株式会社まるやまと」の実施計画を認定しました。

当該実施計画は、丸山地区の漁協や自治会等で組織する「丸山漁港海業協議会」で策定した「丸山漁港海業地域計画」に合致するもので、実施計画の内容は水産物の消費増進や交流の促進等につながる公共性の高いものであることから、その取組を推進するため、市が所有する魚彩館及び丸山漁業活性化センターを株式会社まるやまとに譲与するものです。なお、魚彩館及び丸山漁業活性化センターは、海洋環境学習施設に改修される計画となっています。

2. 相手方

株式会社まるやまと（南あわじ市阿那賀 1463 番地 6）

代表取締役 本丸勝也、代表取締役 小磯富男

※適正に漁港を利用して漁業振興に資する事業を実施する観点から、南あわじ漁業協同組合の組合長を含めた 2 名が代表権を有することとしている。

令和 7 年 7 月 7 日設立、資本金 600 万円

発起人 兵庫ベンダ工業株式会社、南あわじ漁業協同組合

3. 実施計画概要

丸山漁港が有する地域資源の価値と魅力を最大限に活用し、水産振興と漁村のまちづくりを一体的に推進することにより、丸山地域における持続可能な賑わいの創出と経済的基盤の形成を図ることを基本方針としています。

(1) 水産物消費増進事業

漁港食堂、浜焼きテラス、水産物販売施設、チャレンジショップの設置・運営

(2) 交流促進事業

海洋環境学習施設の整備・運営、「見せる」研究所の展開、海上釣り堀・海釣り場の開設、漁船クルーズ・漁船体験の実施、展望スペースの活用とイベント開催

(3) 付帯事業

マリンビオトープの整備、駐車場の整備、浜焼きテラスの防災活用

位置図



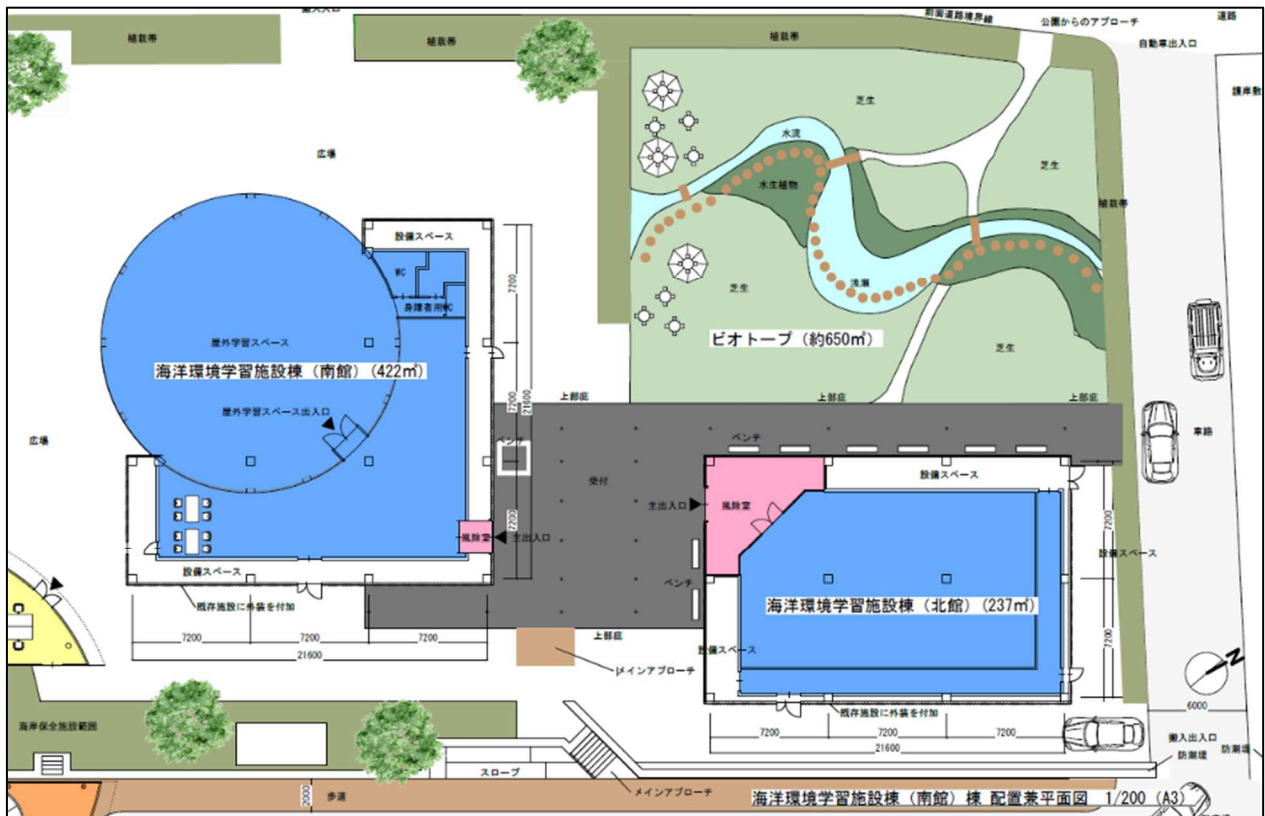
漁港施設等活用事業 全体計画図



漁港施設等活用事業 鳥瞰イメージパース



海洋環境学習施設 周辺配置図及び平面図



海洋環境学習施設 イメージパース



